

議員提出議案第三号

児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書  
このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣に意見  
書を提出する。

平成五年六月二十二日提出

提出者	三朝町議会議員	政	門
賛成者	三朝町議会議員	御	船
賛成者	三朝町議会議員	倉	征
賛成者	三朝町議会議員	徳	正
賛成者	三朝町議会議員	藤	
		井	田
		良	人
		一	夫
		彦	

平成五年六月弐拾弐日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

## 児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書

わが国の人口の高齢化、核家族化の進行とともに、市町村の社会福祉サービス提供の責務はますます増大している。子育ての専門施設である保育所は、働く父母はもとより家庭で子育てしている父母にとつても大切な施設としてその活用が期待されているところである。

ところで、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての児童保護費の負担は、地方自治体よりも国の責任が強として、本来十分の八の負担となっていたものが、一九八八年度から十分の五に削減・恒久化され、地方自治体の財政圧迫の一因となっている。

その上、昨年末打ち出され、一九九三年度は見送りとなつた公立保育所保母らの人事費（措置費）を一般財源化して地方負担にしようとした方針については、国費の地方への負担転嫁として断じて容認できないものである。

また、政府が「保育の多様化ニーズに応える」として次々打ち出している一時的保育事業、夜間・延長保育、長時間保育サービス、育児リフレッシュ支援事業、途中入所対策などの新しい施策の費用は、保育所運営の基本財政となる措置費に組み入れられず、すべて補助金事業によるため、現在の保育所「最低基準」に示されている職員配置ではその実施は到底困難であり、保育所職員の人手不足は深刻である。

よって、政府におかれでは、左記の改善を講じられることを強く要望する。

一 児童福祉法に基づく保育所措置制度を堅持し、保育所国庫負担金を増額すること。

記